

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成 24 年 7 月 24 日

1 はじめに

平成 24 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、非正規労働者の増加など低賃金・不安定雇用が拡大している例を挙げながら、日本の社会は、セーフティネットが十分機能していない状況が続いており、構造的問題の解決が遅々として進展していないと主張した。

また、年収 200 万円以下の労働者は 1,100 万人を超え、生活保護受給者は約 210 万人を超えるなど格差・貧困問題が深刻化している中、最低賃金をセーフティネットとして有効に機能する水準に引き上げることが求められており、最低賃金の引上げにより、労働者の可処分所得の増加、内需の拡大を通じてデフレの脱却につなげ、経済成長も促される好循環を構築していくことが重要であると主張した。

現行の地域別最低賃金最低額の 645 円を月額換算すると約 12 万円に過ぎず、これは到底生活できる水準とは言い難く、「誰もが生活できる水準への早期引上げ」といった視点が重要であると主張した。賃金改定状況調査第 4 表は前年比の賃金上昇率を示しているが、最低賃金額の審議にはその地域における賃金水準の絶対値を参考にすべきであり、上昇率にのみ着目することは現下の状況にあつては必ずしも合理性があるとは考えていないことから、同調査の第 3 表や、非正規労働者で主たる生計の担い手という回答が 3 分の 1 を超えた調査結果、家計調査等の水準、影響率などを総合的に判断するべきと主張した。

さらに、東日本大震災の被災地についても、賃金の高い地域への労働人口の流出などの実態を踏まえ、生活再建の基盤である働く場を、質の高い安定したものとするのが復興を促進すると主張した。

以上の点を踏まえれば、地域別最低賃金については、ナショナル・ミニマムにふさわしい水準とすべきであり、とりわけ、雇用戦略対話合意で確認された「全国最低 800 円」の確保に向けた道筋を確かなものとするためには、700 円にすら未達の 32 地域（C、D ランク）の引上げが急務であると主張した。

また、生活保護との乖離解消については、解消年数に幅を持たせてきたことは、法改正に伴う経過措置と認識しており、法改正以来 5 年を経過した現在にあつては、昨年乖離が解消されなかった 3 道県は当然、新たに乖離が生じた 8 都府県においても、今年すべての乖離を解消すべきと主張した。加えて、労働者一人たりとも生活保護水準を下回ってはならないと主張した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、企業を取り巻く環境は、欧州金融不安を始めとする海外要因に、国内では長期のデフレ等のほか、超円高などのいわゆる六重苦をも抱えて国難ともいえる厳しい経済情勢にあり、産業の空洞化が加速しているとの認識を示した上で、中小企業については、かかる厳しい環境の下、超円高による取引先の生産拠点の海外シフト等により、製造業の DI の悪化や、電力料金値上げによる収益悪化の懸念、零細企業の倒産件数が過去 10 年で最多という状況にあり、こうした実態にそぐわない最低賃金の引上げが行われれば、中小企業の事業の存続自体をおびやかす、雇用や地域経済にも悪影響を及ぼすことになる」と主張した。

また、雇用戦略対話における最低賃金引上げに関する合意については、前提である経済成長率には今年も実績値を用いるべきであり、平成 23 年度の経済成長率の実績値がマイナス 2.0%であること、前提の一つである中小企業の生産性向上に係る支援策の効果が確認できないことから、議論に及ばないと強く主張した。

以上の点を踏まえれば、今年度の地域別最低賃金改定の目安については、法の 3 要素と、昨年 2 月の目安協報告で確認された、法の原則及び目安制度を基に、時々々の事情を総合的に勘案することが重要という認識に基づいた審議を行うことが大原則である。具体的には、中小企業を取り巻く厳しい情勢や深刻な経営環境にかんがみるとともに、賃金改定状況調査第 4 表の結果等を踏まえて、極めて慎重な額を示すことが重要であると最後まで強く主張した。

さらに、東日本大震災の被災地域のうち、特に被害の大きい地域については、特段の配慮が必要であると強く主張した。

また、生活保護の水準は、毎年逃げ水のように上昇を続け、住宅扶助の増加や可処分所得比率の低下など、当初は想定していなかった事態により大幅に上昇したことを踏まえ、3 道県については解消年数を延長するなどの柔軟な対応を、8 都府県については各地の経済情勢や賃金分布の状況などを踏まえた例外的な対応を検討することが必要である。加えて、生活保護制度の見直しがなされれば、最低賃金と生活保護の整合性のあり方について、再度議論することが必要であると強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びこれに対する労使の意見

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」の 4 (2) で合意された今後の目安審議のあり方や、雇用戦略対話における最低賃金の引上げに関する合意（平成 22 年 6 月 3 日 雇用戦略対話第 4 回会合）及び中小企業への支援に関する合意（同年 12 月 15 日同第 6 回会合）を踏まえ、また、一定の前提の下での比較（当該前提の下での最新のデータに基づく比較は、別添参照。）を

行った結果、生活保護水準と最低賃金との乖離額が生じている地域については、実際の賃金分布との関係等にも配慮しつつ、上記の労使の小規模企業の経営実態等への配慮及びそこに働く労働者の労働条件の改善の必要性に関する意見等にも表れた諸般の事情を総合的に勘案し、下記１のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

なお、公益委員としては、上記の合意については、できる限り早期に全国最低 800 円を確保すること、その前提となっている経済成長、また、中小企業の生産性向上、中小企業に対する支援等の実施状況に配慮すべきものとする。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点並びに平成 20 年度以降の公益委員見解で示した考え方に基づく生活保護水準と最低賃金との乖離額の解消方法の見直しに関し、下記２のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

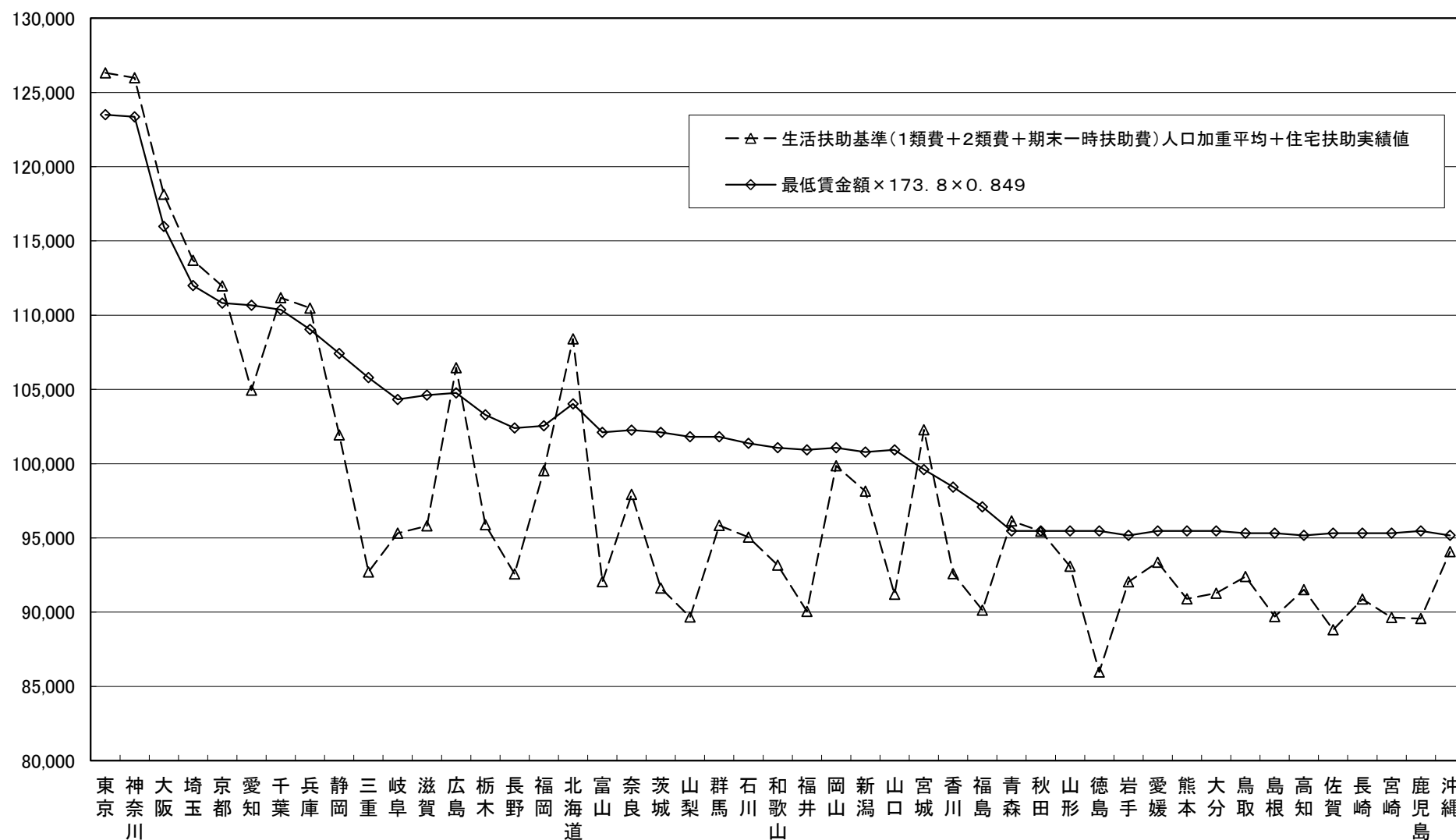
さらに、政府において、上記の合意に掲げられた目標の円滑な達成を支援するため、「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業」をはじめとする中小企業に対する支援等に引き続き取り組むことを要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。なお、下記１及び２の公益委員見解については、労使双方ともそれぞれ主張と離れた内容となっているとし、不満の意を表明した。

記

(以下、別紙１と同じ)

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは平成22年度、最低賃金のデータは平成23年度のものの。

注4)0.849は時間額642円で月173.8時間働いた場合の平成22年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

別添